## 主 文

- 、本件申請をいずれも却下する。
- 二、訴訟費用は、債権者の負担とする。

## 事 実

第一、当事者の求める裁判 一、債権者

債務者らは、仮に債権者の従業員として就労しなければならない。

債権者は、債務者らの就労に対しその従業員としての就労に相応する賃金 を支払わなければならない。

:、債務者ら

主文一項同旨の裁判。

第二、債権者の主張 一、当事者

(一) 債権者

債権者は、北九州市〈以下略〉に本部、本店を、同区〈以下略〉に各支店を同区 <以下略>に各出張所をそれぞれ置き、預金の受人、資金の貸付その他信用金庫法 所定の業務を営む金融機関である。

債務者ら  $(\square)$ 

債務者Aは昭和三二年四月一日、同Bは昭和二九年四月二二日、同C、同Dは昭 和三一年四月一日それぞれ債権者金庫に職員として雇傭された者である。 二、地位保全仮処分判決の存在

(-)債権者は、債務者C、同Dに対し昭和四〇年二月二日付をもつて当時施行 の就業規則七二条六号による懲戒解雇を、同A、同Bに対しては同年一一月二〇日

付をもつて同規則二六条三号による普通解雇をそれぞれした。

債務者C、同Dは、同年四月二六日右解雇は就業規則の解釈適用を誤まつ た無効な処分であるとして、福岡地方裁判所小倉支部に従業員としての地位保全仮処分命令を申請したところ、同裁判所は、昭和四二年五月二九日右申請を認容する 判決をしたので、債権者は、右判決に対し控訴、特別上告の各申立をしたが、いず れも棄却された。また右債務者らは、昭和四〇年二月二五日右解雇を不当労働行為 による無効な処分であるとして福岡県地方労働委員会にその救済を申立てたところ、同委員会は、昭和四二年四月二〇日右申立を認容する命令をしたので、債権者 は、中央労働委員会にこれに対する再審査の申立をしたが、同委員会は、昭和四四 年七月二日初審同旨の命令をした。そこで、債権者は、同年八月二五日東京地方裁 判所に右中央労働委員会の命令取消しの訴を提起し、現在同庁昭和四四年(ウ)第 一七四号事件として係属中である。

債務者A、同Bは、昭和四〇年一二月三日前記解雇を就業規則の解釈適用を誤ま つたものであり、また、不当労働行為でもあるから無効な処分であるとして、福岡 地方裁判所小倉支部に従業員としての地位保全仮処分命令の申請をしたところ、同 裁判所は、昭和四五年六月三〇日右申請を認容する判決をしたので、債権者は、同 年七月一三日福岡高等裁判所に控訴を申立て、現在同庁昭和四五年(ネ)第五八一 号事件として係属中である。

(三) 債務者C、同Dと債権者との間の前記仮処分事件の第一審判決の主文は、 債務者両名がいずれも債権者の従業員たる地位を有することを仮に定める。

債権者は昭和四〇年二月二日以降本案判決確定に至るまで毎月二〇日限り債務者 Cに対し一カ月金三万六、四四八円、債務者Dに対し一カ月金三万六、四五六円の 割合による金員を支払え。

訴訟費用は、債権者の負担とする。

というのである。

また、債務者A、同Bと債権者との間の前記仮処分事件の第一審判決の主文は 債務者両名が債権者に対し労働契約上の地位を有することを仮に定める。

債権者は昭和四〇年一二月一日から本案判決確定に至るまで毎月二〇日限り債務 者Aに対し金三万四、二五一円を、債務者Bに対し金五万五、六一二円を支払え。 訴訟費用は、債権者の負担とする。

というのである。

三、被保全権利

に使用者の指図によって決定されることとなるのである。 そして、労働契約にもとずく賃金は具体的労働の対価であるから、現実の労働の 提供のない限り賃金請求権は発生しないと解すればもちろんのこと、賃金を労働者 が一定の条件で労働力の使用を使用者の処分に委ねたことに対する対価であると解 するとしても、使用者があえて就労を請求しないか、正当な理由がないのに就労を 拒否する場合は格別、本件のように債権者が賃金その他一応妥当と認められる就労 条件を明示して現実の労務の提供を債務者らに請求しているのに、債務者らがその 提供をしない場合には、債権者は債務者らに対して賃金支払いの義務を負わないの である。

以上のことは、地位保全仮処分命令の即時形成力により債権者と債務者らとの間に設定された労働契約関係においても同様である。すながある場合に、仮処分のにより従業員(被用者)たる地位を仮に定め、解雇がなかつたならば引続を提供であるのは、通常被用者は労務を提供であるのができるのは、通常を提供であるのは、通常を提供であるのは、通常を表して賃金を支払う等の従前の労使関係の存在を前提として賃金を支払う等の従前の労使関係の存在を前提として賃金を支払う等の従前の労使関係の存在を前提として、このである。は当然を明確に扱い、あるいは労務の提供の義務のみを命ずるのはおいるが仮定の事情のないは、の支払いを労務の提供に関連せしめてのはなるものではなるものではない。としての対してはは関係を来たすとのののと解するのが相当である。仮処分命令にはない、大ければなられた労働契約上の地法関はであるが仮定的暫定的なものではない、大ければなられた労働をは、一つの対象の提供を請求するというが、として、前記仮処分判決にもと、労務の提供を請求に関係を有するというべく、債務者らが正当な表別により、労務の提供をない場合にない。債務者は、債務者に対して、前記仮処分判決にもと、労務の提供をさればなるを有するというべく、債務者に対して、前記を収分が正当な表別にないものといわなければならない。

 八月二〇日から債務者 C は債権者金庫小森江支店に、同 D は同金庫葛葉支店に、同 A は同金庫桜町支店に、同 B は同金庫原町支店にそれぞれ勤務するよう要請したのに、債務者らは就労要請に応じない。それどころか、債務者らは、債権者が客観に妥当な数値にもとづく賃金、諸手当の額を明示し、かつ現実に指示権にもとづき職場を指定して就労を求めたにもかかわらず、過大不当な就労条件を固執して労務提供の義務を履行せずに、債権者に対し、労働の対価関係に立つ賃金債務の履行を強要し、同年一二月一九日福岡地方裁判所小倉支部に賃金支払仮処分命令の申請をするに至った(同庁昭和四五年(ヨ)第六四二号事件)。右事件は裁判所のあるに至った(同庁昭和四五年(ヨ)第六四二号事件)。右事件は裁判所のある。 請求権の存否につき、当事者双方を拘束するものではないとの条件が付されたため、就労請求権については別件として処理することを余儀なくされたのである。

以上述べた経緯と、本件債務者らの間に発せられた仮処分命令の内容および仮処分制度の特質をあわせ考えれば、債権者が債務者らに対し労務の提供(就労)請求権を有することは明らかであり、これを被保全権利とすることと、債務者らとの雇用関係の存在を否定することとはなんら矛盾するものではない。このことは、本件債務者らの間に発せられた仮処分命令の内容がいわゆる断行の仮処分であり、債務者の任意の履行を期待する内容を含んだ仮処分であること、本案訴訟判決と異なり、仮処分命令が即時形成力、執行力を有することにかんがみれば自明のことというべきである。

四、必要性

債権者には左記のとおり本件仮処分についての必要性がある。

(一) 債務者らは債権者の要請にもかかわらず労務の提供をなさないのに、債権者が一方的に賃金の支払いを余儀なくされることになれば、債務者らは労せずらの支払いを余儀なくされることになれば、債務者らは労せるのに反し、その支払賃金額が莫大な額であるだけに、債務者らの資産収入が豊かと思われない状況では、債権者が本案訴訟で後日勝訴しても完全な回収は困難である。そして、仮処分の認められる根本理由は、裁判の遅延と自力救済禁止から生ずる国家の背反的制度の矛盾を解決するために、法律上の形式的保護より実質的保護を尊重することにあるから、仮処分により支払われた賃金等が、もり実質的保護を尊重することにあるから、仮処分により支払われた賃金等が、使用者に回復不能となると認められるようなときは、これを実質的にとらえ、事による復不能と考えるのが相当であり、法律上の回復すなわち損害賠償、仮差押等による回復の能否を考慮すべきではない。

また、債務者らは、前記賃金支払仮処分命令の申請に引続いて、今後も、本案訴訟を提起することなく、昭和四五年一一月以降の昇給額および賞与額の支払いを求める賃金支払仮処分の申請を出すことが予想され、債権者の蒙る不利益はますます増大することが明らかであるが、仮処分当事者間の法益の均衡の原則が仮処分の必要性を決定する重要な要素の一つであること、債務者らが自認する資産収入の乏しいことをあわせ考えると、保全の必要性は充分あるということができる。

- (二) 債務者らは交代で毎日のように債権者の各職場をまわつては、組合の機関誌「かがり火」などを配付している。また、近隣地の信用金庫を訪ねて労働組合の結成をはたらきかけ、あるいは、東京、近畿、山陰、北海道まで出向いてその地の信用金庫労働組合との交流を深め、オルグ活動に挺身していることが推察されるほど、時間、労力、資力をこれらに傾注し、債権者の蒙る有形、無形の迷惑を顧みないものである。
- (三) 労働給付と賃金支払いとは対価関係にあるとはいえ、雇用の場合は、民法 六二四条の規定にしたがい、労務の提供が先であつて、賃金は後払いであることが 明らかであるから、債権者は、就労請求権の行使により債務者らの現実の労務の提 供を得たうえで対応賃金の支払いをなすことが順序である。 第三、債務者らの答弁ならびに主張
- 第二、貨務省らの合弁ならいに主張 一、債権者主張事実一、二は認める。
- 二、(一) 同三中、債務者らが昭和四五年一二月一九日福岡地方裁判所小倉支部に賃金支払仮処分命令申請をし、裁判所のあつせんにより和解が成立したことは認めるが、その余の事実は否認する。
- (二) 債権者主張のような仮処分命令の申請が許容されるためには、その本案訴訟として債権者と債務者らとの間に雇傭関係が存在することの確認請求権を被保全権利とすべきである。けだし、かかる仮処分は、仮の地位を定める仮処分の部類に属するもので、本案訴訟で確定さるべき法律上の地位を前提とするからである。しかるに、債権者は債務者らとの間の雇傭関係の存在を明白に否定しているのである

から、本件仮処分の被保全権利を自ら不存在であると自認しているものであつて、被保全権利がないにもかかわらず、すなわち、本案訴訟を提起しえないにもかかわ らず、本件仮処分命令の申請をなしているものであるから、主張自体失当として却 下されるべきである。

また、債務者らの地位保全仮処分命令申請事件は、その被保全権利として債権者と債務者らとの間に雇傭関係の存在確認請求を主張し、その仮の地位を定める仮処 分として雇傭関係を仮に定める旨の仮処分判決がなされたものである。したがつ て、本案訴訟によつて債権者と債務者との間に雇傭関係存在確認の判決が確定する まで仮にその存在を定めるという仮処分にすぎない。かかる仮の地位を定めた仮処 分による債務者らの雇傭契約上の地位を被保全権利とするならば、それは債権者に おいて債務者らとの間の雇傭関係を是認したことになるというべきである。しかる に、債権者は債務者らとの雇傭関係を争いながら、いいかえると地位保全の仮処分 を争いつつ、一方では右の仮処分の存在を肯定して本件仮処分命令の申請をしたも のであつて、この点からいつても債権者の主張は主張自体失当といわなければなら

さらに、地位保全の仮処分判決に対する不服の申立は、控訴、事情変更による取 消申立等の方法によるべきであり、債権者も右の方法により不服の申立をなしてい るのであるからそれ以外の方法により右判決に対して争う方法はないことは自明で ある。そして、右の方法で争う以上解雇が有効であることを前提とするものである から、債務者らの労務の提供を拒否せざるをえないはずである。ところが、本件仮 処分命令の申請では労務の提供を求めるものであり、いいかえれば、雇傭関係の存 在を認めるという主張をなしているから、主張自体矛盾しているといわざるを得な い。

債務者らが債権者を相手として取得した前記仮処分判決において債務者 らが労務を提供するのと引換えに賃金を支払えという判決がなされていないことが 本件仮処分命令の申請をなした理由と考えられる。しかしながら、前記仮処分命令 申請事件においては、債権者は雇傭関係の存在を争い債務者らの労務受領を拒否し ているのであるから、裁判所においても労務提供と引換えに賃金を支払えという仮 処分命令を出すことは不可能であつたというべきである。債権者は、前記地位保全 仮処分判決が出た当時にはそれに服することなく、数年を経た現在になり突如とし て命令に服するという態度を見せる一方、その間に解雇がなかつたならば債務者ら の有している適正な賃金の額を否定し、労務の提供だけを求めるものであつて、自 己の利益だけを求めるものといわなければならない。 三、同四は否認する。

本件仮処分の必要性は、債務者らの就労を得なければ債権者が回復しがたい損害 を蒙るということに求めなければならない。しかるに前記のとおり、債権者は、債 務者らの労務の提供が企業にとつて必要不可欠であると主張しないばかりか、その 要件すら主張しないのであり、せいぜい将来、支払つた仮の賃金を不当利得として 返還請求することが困難であるというにすぎないから、かかる必要があるとして 仮差押命令申請の理由になるにすぎないのである。したがつて、債権者のいう 本件申請の必要性は主張自体失当といわなければならない。 第四、証拠関係(省略)

## 理 由

一、債権者主張事実一、二は、当事者間に争いがない。 一、 (一) 本件に加い合金のもまた。 本件仮処分命令の申請は、債権者において、先になした債務者らに対 する解雇そのものは撤回せず、したがつて雇傭契約の存在自体は否定するが、債権 者債務者ら間の地位保全仮処分判決によつて右当事者間に仮定的暫定的に設定され た雇傭契約上の地位にもとずき、債権者において債務者らを被用者として取扱うべき義務を負う結果として債務者らに就労すべきことを求めるとともに、債権者に債務者らの就労に相応する賃金を支払うべき義務を課することを求めるものである。 すなわち、本件申請において被保全権利として主張されているものは、債権者債務 者ら間の雇傭契約そのものでなく、前記地位保全仮処分判決によつて右当事者間に 本案訴訟確定に至るまで仮に設定された雇傭契約にもとずく就労請求権であること は明らかである。

しかるに、仮処分制度はすべて被保全権利の終局的実現をはかる本案訴訟の存在 を予定するものであり、その効果は最終的には本案訴訟の判決内容に依存するもの で、いわば本案訴訟における被保全権利確定までの暫定的応急的措置にすぎないから、右のように仮の地位を定める仮処分によつて仮に設定された権利関係が、本案訴訟との関係において、被保全権利としての適格性を有するか問題となるので、この点について判断することとする。

(二) 元来、仮の地位を定める仮処分とは、当事者間において、本案訴訟確定に至るまでの間、権利関係についての紛争が解決されないために現在生じる生活関係上の危険を除去し、または解決をまつては回復しがたい損害の生じるのを防止しために、その解決を見るまでの間の暫定的な法律状態を仮に設定し、その事実的という欠陥を有するために、その間における債権者の権利が実現しないために生る放置しがたい不利益、すなわちその緊急事態を救済することを目的とする制度ではあるが、当事者間において緊急事態が解したい不利益、すなわちその緊急事態を救済することを目的とする制度ではあるが、当事者間において緊急事態が解したい不利益、するのにある。したがつて、仮の地位を定める仮処分といて法律関係が仮定的暫定的に設定された以上、当事者は、本案訴訟の確定になるでの間、右仮処分命令に拘束され、右法律関係を基礎として、その関係が規律されることになるのである。

ところで、債権者債務者ら間の前記地位保全仮処分判決は、債務者らが債権者と 雇傭契約上の地位を有することを仮に定めるとともに、債権者に対し、解雇がなか つたならば支払われるべき賃金を債務者らに仮に支払うべきことを命じたものである。

しかるに、雇傭契約とは、被用者が使用者に労働力を提供し使用者がこれに対して賃金を支払うことによつて成立する双務有償契約であるから、被用者は賃金債権を取得する前提として、自己の労働力を使用者に提供することが要件となつていることは明らかである(民法六二三条、六二四条参照)。

それ故、前記仮処分判決は、その主文において、債務者らに労働力を提供すべきことを命じていないとはいえ、被用者たる地位を定め、債権者に賃金支払いを命じていないとはいえ、被用者たる地位を定め、債権者の就労要請にない、有雇傭契約の本旨にしたがい、債務者らにおいて、債権者の就労要請して労働力を提供すべきことが当然予定されているものというべく、右両者を別個に取扱い、賃金支払義務のみを命じたものと解するのは妥当でない。ただ、使用者が解雇の有効性を主張している場合には、被用者から労働力が提供されたとしても、その受領を拒絶するのが通常の事例であるから、特に仮処分の内容としている場所ないにすぎない。いずれにしても、特別の事情のない限りは、特別の事情のないに対している。

要するに、債権者は、前記地位保全仮処分判決によつて、債務者らに対し、労働力を提供すべきことを請求できる地位を、本案訴訟確定に至るまで仮に設定されたものというべきである。そして、債権者の要請にもかかわらず債務者らが就労しないときは、右仮処分判決によつて設定された雇傭契約にもとずく就労請求権の履行ないし確定を訴求できるのである。

もつとも、右就労請求権は、その効力が、先になされた地位保全仮処分判決で予定されている債権者債務者ら間の雇傭契約上の地位確認訴訟の確定に至るまでという不確定な条件にかかるものであるが、右のような条件付権利といえども、訴の利益があることは、民事訴訟法制度の建前上明らかである。

(三) 右のことは、債権者が債務者らとの間の雇傭契約関係の存在を否定しているかどうかにかかわらないということができる。すなわち、本件就労請求権は、仮処分判決によつて設定された雇傭契約にもとずくものであるが、右雇傭契約上の地位確認訴訟確定に至るまでの仮の措置において雇力ので、右本案訴訟を拘束するものではなく、債権者は、右本案訴訟において雇扱的不存在を主張しうることはいうまでもない。しかし、仮処分命令は即時形成分判決の効力を争いうることはいうまでもない。しかし、仮処分命令は即時形成の対決の効力を争いることはいうまでもない。債務者らを被用者として、、債務者らと否とにかかわらず、債権者は、債務者らを被用者とうない、賃金を支払わなければならないのであつて、そうである以上前記のよりはない、債務者らに就労すべきことを要請しうるものといわなければならない。

(四) これらの点につき、債務者らは、第一に、債権者自ら雇傭契約関係の存在 を否定しているから、本件仮処分命令における被保全権利がないと自認しているこ ととなり、主張自体失当であるというが、前記のように本件の被保全権利は、先になされた地位保全仮処分判決によつて設定された雇傭契約であつて基本たる雇傭契約によるものではないから、債務者らの主張は理由がない。

(五) 以上のとおり、地位保全仮処分判決によつて仮に、設定された雇傭契約に もとずく就労請求権といえども被保全権利の適格性を有するというべきである。 三、しかしながら本件申請は、左の理由によりその必要性を欠くものといわなけれ ばならない。

一般に就労請求権は、憲法一八条および労働基準法五条の趣旨から明らか (-)強制執行にしたしまないものであつて債務者らの任意の履行に待つ以外 にそれを実現させる手段はないのであるが、訴により就労請求権の存在を確定し、 その履行を命じ判決をすること自体は可能であり、債務者らが任意にこれを履行す れば、当該義務の履行は実現されたことになるから、債務者らに就労すべきことを 求める仮処分命令の申請は一切許されないものということはできない。しかし前記 のとおり仮の地位を定める仮処分は、当事者間において権利関係についての紛争が 解決されないために現在生じる生活関係上の危険を除去し、または解決をまつては回復できない損害の生じるを防止するために、その解決を見るまでの間暫定的な法 律状態を仮に設定し、その事実的実現をはかることを目的とする制度であるから 右の仮処分命令を発するには、それにより債権者にとつて右の緊急事態が救済され る可能性のあることを要するというべきで、その可能性がないのに右の仮処分命令 を発することは、本案訴訟の確定に至るまで債権者に生ずる緊急事態を救済すると いう仮の地位を定める仮処分制度の趣旨を逸脱するものであり、少なくとも保全の 必要性との関連でその要件を充たさないものと解するのが相当である。それ故、就労請求権のように本来強制執行にしたしまない権利については、債務者らが仮処分命令を任意に履行する可能性があれば格別、それを期待しえない場合には、他に強 制執行の手法もなく、たとえ仮処分命令を発したとしても、本案訴訟の確定までの間、債権者の緊急事態を救済するというこの種仮処分制度の目的を達しえないこと が明らかであるから、その申請は保全の必要性を欠くものというべきである。 これを本件についてみるに、弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる疎

庫原町支店にそれぞれ勤務するよう要請したが、同人らは就労せず、その後の団体 交渉においても、就労条件が折合わないため債務者らは債権者の就労要請に応じな いので、債権者は本件申請に及んだことが認められる。

右認定事実によれば、債務者らに対する解雇そのものを撤回せず、先になされた地位保全仮処分判決によつて仮に設定された雇傭契約にもとずき、債務者らに就労 を求める本件仮処分命令に対しては、債務者らの任意の履行を期待しえないことは 明らかである。

そうだとすれば、前記のような仮の地位を定める仮処分制度の趣旨に照らし、本件申請は保全の必要性を欠くものといわなければならない。

もつとも、債権者からの就労請求仮処分が認められないとすると、債務者 らは、債権者の就労要請を正当な理由なく拒否した場合でも、賃金を受領できるこ ととなり、前記のような雇傭契約の本旨に反する不当な結果をもたらすことになる ようにみえるかもしれない。

しかし、債権者の就労要請にかかわらず、債務者らが正当な理由なくこれを拒否すれば、債務者らの賃金債権は発生せず、債権者に賃金支払い義務のないことは前記のとおりであるから債権者において、必要があれば、先になされた仮処分判決に対して、執行方法に関する異議(民事訴訟法五四四条)、事情変更による取消申立 (同法七五六条、七四七条) あるいは特別事情による取消申立 (同法七五九条) をなすことにより、その支払いを阻止する法的手段を講ずればよいのである。

これに反し、債務者らの不就労を理由として賃金支払停止を求める新たな仮処分 命令の申請をなすことは、先になされた地位保全仮処分判決に牴触するものであるから許されないといわなければならない。

けだし、これを認めたのでは、さらにそれを排除するための新たな仮処分を誘致 して際限のないことになり、一時的であれ法律状態を規制しようとする仮処分制度 の本旨に反することになるからである。

いずれにしても、債権者において、賃金の支払いを阻止する理由と必要があれ ば、先になされた仮処分判決内で認められた前記手続によるべきであり、逆にいえ ば、右手続が認められている以上、任意履行を期待しえないのに任意履行によるし かない本件就労請求仮処分命令を求める必要性を欠くものということができる。 四、以上のとおり本件申請は、保全の必要性を欠くから、その余の点を判断するま でもなく、いずれも却下を免れない。

よつて、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判 決する。

矢頭直哉 三村健治 神吉正則) (裁判官